

3. 課程認定の手続等

(1) 課程認定申請の要否

教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受ける場合は、文部科学大臣に課程認定の申請を行わなければならない。課程認定の申請手続及び提出すべき書類等については、本手引きの課程認定申請要領に掲載している。

なお、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更を行う場合においては、「教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）」により変更届を提出すること。（本手引き110ページ参照。）

また、申請書の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードできる。

(URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/index.htm)

教職課程の認定申請が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

	事 例	申請の要否
①	新規に学部・学科等を設置し、教職課程の認定を受けようとする場合	要
②	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を設置認可申請により設置する場合で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合（公・私立大学）	要
③	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を <u>届出により設置する場合</u> で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合（公・私立大学）	要相談 ^{*1}
④	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を設置する場合で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合（国立大学）※届出設置相当（事前伺い）の場合も同様。	要
⑤	認定を受けている課程を含む学部・学科等の <u>分離を行う場合</u>	※2
⑥	これまで認定を受けていない学部・学科等に新たに認定を受けようとする場合	要
⑦	これまで認定を受けている課程を含む学部・学科等に、新たな種類の免許状の認定を受けようとする場合	要
⑧	学部、学科等の名称のみを変更する場合	不要
⑨	教育課程、教員組織のみを変更する場合	不要
⑩	公立大学が法人化する場合	不要

※1 次ページの②の審査結果により、申請の要否が異なる。

※2 大学設置認可上の取扱いにより、表の②、③、④、⑧のいずれかに該当する。

(2) 変更届の提出の要否

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。変更届の手続及び提出すべき書類等について

は、本手引きの変更届等の提出要領に掲載している。

また、変更届の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードできる。

(URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/index.htm)

教職課程における変更の届出が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

	事 例	申請の要否
①	授業科目（施行規則第66条の6に定める科目を含む。以下同じ。）を新設する場合	要
②	授業科目を廃止する場合	要
③	授業科目の名称を変更する場合	要
④	授業科目の単位数を変更する場合	要
⑤	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）を変更する場合	要
⑥	専任教員を追加する場合	要
⑦	兼任教員・兼任教員を専任教員にする場合	要
⑧	専任教員の担当授業科目を追加する場合	要
⑨	専任教員を削除する場合	要
⑩	専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	要
⑪	専任教員の担当授業科目を削除する場合	要
⑫	専任教員の職位を変更する場合	要
⑬	専任教員の氏名の姓を変更する場合	要
⑭	授業科目のシラバスを変更する場合	不要
⑮	兼任教員を兼任教員にする場合・兼任教員を兼任教員にする場合	不要
⑯	兼任教員・兼任教員を追加する場合	不要
⑰	兼任教員・兼任教員を削除する場合	不要
⑱	学部・学科等の名称のみを変更する場合	要（報告）
⑲	入学定員を変更する場合	要（報告）
⑳	教職課程の認定を取り下げる場合（学生の募集停止の場合等）	要（報告）
㉑	教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、届出による変更を希望する場合	要* （審査）

※詳細については、「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」(87 ページ～) を参照すること。